



今回は、協会けんぽの保険料率改定、労災の保険率改定についてお知らせします。**尚、雇用保険料率は令和5年度から変更はありません。**また、在職老齢年金の「支給停止調整額」が変更になりましたので合わせてお知らせいたします。

## 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定 社労士法人ミナジ

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

### 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率

#### 1. 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕 下線は変更あり（神奈川県以外は変更あり）

北海道	<u>10.21%</u>	石川県	<u>9.94%</u>	岡山県	<u>10.02%</u>
青森県	<u>9.49%</u>	福井県	<u>10.07%</u>	広島県	<u>9.95%</u>
岩手県	<u>9.63%</u>	山梨県	<u>9.94%</u>	山口県	<u>10.20%</u>
宮城県	<u>10.01%</u>	長野県	<u>9.55%</u>	徳島県	<u>10.19%</u>
秋田県	<u>9.85%</u>	岐阜県	<u>9.91%</u>	香川県	<u>10.33%</u>
山形県	<u>9.84%</u>	静岡県	<u>9.85%</u>	愛媛県	<u>10.03%</u>
福島県	<u>9.59%</u>	愛知県	<u>10.02%</u>	高知県	<u>9.89%</u>
茨城県	<u>9.66%</u>	三重県	<u>9.94%</u>	福岡県	<u>10.35%</u>
栃木県	<u>9.79%</u>	滋賀県	<u>9.89%</u>	佐賀県	<u>10.42%</u>
群馬県	<u>9.81%</u>	京都府	<u>10.13%</u>	長崎県	<u>10.17%</u>
埼玉県	<u>9.78%</u>	大阪府	<u>10.34%</u>	熊本県	<u>10.30%</u>
千葉県	<u>9.77%</u>	兵庫県	<u>10.18%</u>	大分県	<u>10.25%</u>
東京都	<u>9.98%</u>	奈良県	<u>10.22%</u>	宮崎県	<u>9.85%</u>
神奈川県	10.02%	和歌山県	<u>10.00%</u>	鹿児島県	<u>10.13%</u>
新潟県	<u>9.35%</u>	鳥取県	<u>9.68%</u>	沖縄県	<u>9.52%</u>
富山県	<u>9.62%</u>	島根県	<u>9.92%</u>	—	—

#### 2. 介護保険料率〔全国一律／40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	<u>1.60%</u> （1.82%から変更）
------	--------------------------

★神奈川県を除く46都道府県の都道府県単位保険料率と全国一律の介護保険料率が変わりますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

# 労災保険率を改定。令和6年4月から

令和6年4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。そのポイントは、次のとおりです。

## 令和6年4月からの労災保険率などの改定のポイント

- 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）  
……全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定  
……全25区分中、5区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。
- 請負による建設の事業に係る労務費率を改定  
《改定された業種の例》
  - ・水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000分の62→改定↘→1,000分の34
  - ・食料品製造業：1,000分の6→改定↘→1,000分の5.5
  - ・ビルメンテナンス業：1,000分の5.5→改定↗→1,000分の6

## 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 (令和6年4月から)

厚生労働省から、令和6年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、2.7%の引き上げになります。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

### 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和6年4月～）

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「48万円」から「50万円」に改定されます。

～令和6年  
3月

- ①賃金（賞与込み月収）＋②年金の月額が、
  - ・「48万円」超えないとき→年金の支給停止なし
  - ・「48万円」超えるとき→年金を支給停止（超える額の2分の1を支給停止）

令和6年  
4月～

- ①賃金（賞与込み月収）＋②年金の月額が、
  - ・「50万円」超えないとき→年金の支給停止なし
  - ・「50万円」超えるとき→年金を支給停止（超える額の2分の1を支給停止）

★老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃金を2万円アップできるということになります。在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

#### MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[Mail] [info@sr-minagine.jp](mailto:info@sr-minagine.jp) [Web] <https://sr-minagine.jp/>